

第6章 今後の課題と方向性

(1) 追加指定と今後の活用

①今後の課題

追加指定については、第3章 保存・管理 ⑦城山稲荷神社地区で触れたように、未指定地すべての追加指定を早期に目指すとともに、歴史的な経緯のある城山稲荷神社を除く民有地については、計画的に公有地化を図っていく必要がある。

護国神社斜面地の未指定地は分筆の過程で生じた無番地である。指定地内であるので、追加指定地ではないが、史跡地として活用できるよう関係機関と調整を図る。

②今後の方向性

公有地化された民有地については、発掘調査を実施し、その成果に基づいて年次計画的に整備を図っていく必要がある。ただし、城山稲荷神社地区は絵図を見ても遺構が少ない地区であるため、発掘調査によって遺構が検出されない場合は、史跡松江城の景観の向上を最重要課題としながら、内堀北の塩見縄手地区や近世資料館である松江歴史館への誘導路の役割を強化させる必要がある。

(2) 三之丸及びその周辺地の位置づけ

①今後の課題

この地区は、近世から現代まで連綿と政庁機能を継承してきた地区であるが、地下に遺構が残存することが判明しているため、遺構の保護のため、なるべく早い時期に追加指定を目指す必要がある。また、県庁及び県民会館、図書館、武道館、公文書館(古代文化センター)、県庁前庭については、島根県庁舎周辺整備計画に基づいて、史跡松江城との調和をコンセプトに設計され整備された建造物群であり、その計画が建築学会賞を受賞するなど、一連の群として十分評価できることから、総合的に保護・保存を図る必要がある。

②今後の方向性

三之丸の堀と石垣は、かなりの部分が埋め立てられている。史跡のよりよい在り方としては、堀の復元が最善であることは言うまでもない。将来的には、復元を模索するとして、当面の方向性として、重森完途設計の前庭の価値を阻害しない方法で、堀石垣の遺構を平面表示するなど遺構を活かす手法を検討する必要がある。

(3) 城下町との一体的整備

①今後の課題

松江市では、歴史的なまちなみを形成している概ね昭和25(1950)年以前に建てられた古民家(町屋)や近代建築物に光をあて、将来に向けて保全・継承するため、平成26(2014)年度から建物の悉皆調査を実施した。この調査によってリストアップされた建物の内、所有者と保全契約が締結されたものは、「松江市登録歴史的建造物」として登録され、維持管理のための支援制度が受けられる。なお、この制度では、所有者の負担を軽減するため規制は外観に留めている。

また、歴史的景観の保全・継承を目的に京橋川沿線(西片原町、東片原町、末次本町、東本町1丁目、2丁目)で住民同士で「歴史まちづくり協定」を10年間を限度に結んでいただき、それを市長が認定して建築物等の外観修景整備を支援する制度も新設した。

これらの支援制度のうち、後者の制度は既に協定が締結され外観修景整備の支援制度がスタートしている。

今後の課題としては、「松江市登録歴史的建造物」と「歴史まちづくり協定」を将来的にはリンクできるように、個としての建造物の点を線に線に面に拡張・拡大していくことにある。

②今後の方向性

将来的には、これらの支援事業によって、城下町の歴史的風情を保存・再生することで、まちあるき観光に資するようになるとともに、NPOなどの建造物活用支援団体と共創と協働によって、これらの建物が商業面でも有効に活用できるよう行政の積極的な関与が必要である。

更に、地元的高等教育機関への情報提供や連携を図ることで、歴史的建造物の調査・研究の場として知識・経験を有した人材の育成にもつなげる必要がある。

(4) 調査研究体制

①今後の課題

現在、松江市の調査研究体制は以下のとおりである。(平成28年度末)

今後の課題は、市史編纂事業が完了する平成31(2019)年度以降の史料編纂課の在り方と市史編纂事業によって構築された全国的な研究者ネットワークの維持・継承と発展をどのような方法で図っていくかにある。

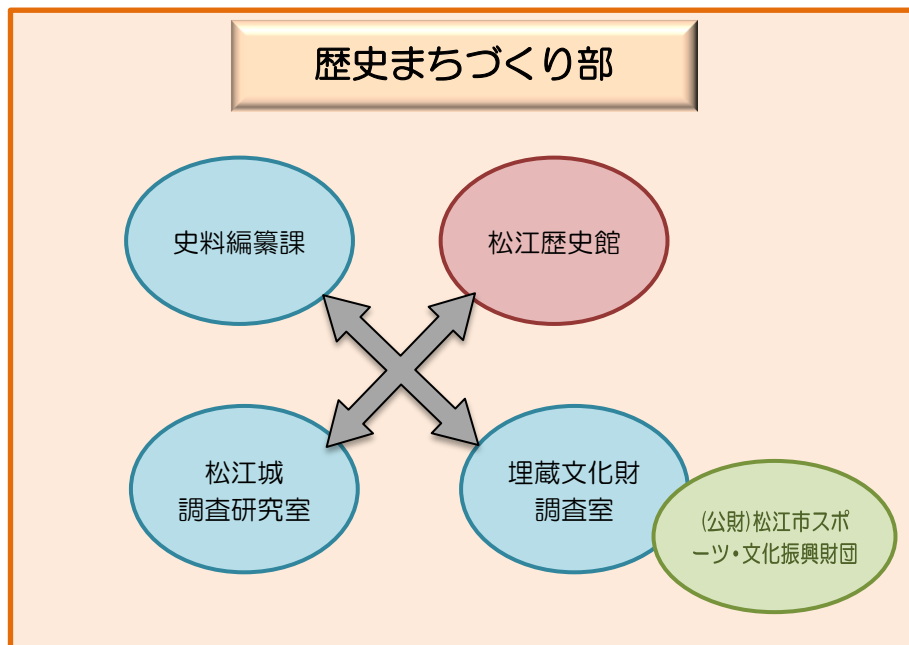


図6-1 計画の推進体制(平成28年度時点)

②今後の方向性

行政主体の調査研究は、その成果の公開と活用を図る目的で実施されなければならないが、そ

れらが円滑に実施できるように調査研究体制の一元化と、それに伴う体制整理と強化を図らなければならない。一例として挙げるならば、松江歴史館の中に市史編纂事業完了後の史料編纂機能と松江城調査研究機能を付加して調査研究体制を一元化する方法が考えられる。ただし、この場合、併任は不可能であるため目的が達成できる体制の確保が必要である。

(5) 啓発事業

①今後の課題

現在、啓発事業としては、史料編纂課の市史講座や歴史館で開催する歴史講座、松江城調査研究室の研究成果の公開講座など、広く市民向けの講演会形式のものと、「ふるさと文庫」「松江市歴史叢書」「松江市歴史館研究紀要」などの出版物によるもの、埋蔵文化財調査室が実施する発掘調査成果の現地説明会など現地見学によるものがある。

また、学校教育では、平成28年(2016)度から史跡松江城の中での実地授業もスタートし、児童・生徒のふるさと学習の充実が図られている。

今後の課題は、これらの啓発事業を継承することによって事業の効果を検証し、よりよい啓発事業へと転換を図っていくことである。

②今後の方向性

啓発事業の推進にあたっては、それぞれの事業を継続的に実施することや、実施母体を強化することは不可欠であるが、調査研究の成果なくしては啓発事業は成立しないので、今後も新史料等の発見に努め、全国的な研究者との連携によって研究が深化、発展するよう努めることが大切である。

(6) 管理設備

①今後の課題

史跡松江城の中には、天守などの本質的価値を構成する要素だけではなく、民間の住宅の他に神社、復元櫓や興雲閣などがあり、それらの活用にあたっては、電気や水、電話配線等の供給と排水は不可欠である。しかし、史跡内は地下遺構が良好に現存するため深い掘削を伴う電柱や電気設備、排水設備の新設や更新は、難しい状況である。

これらの管理設備のうち排水設備については、今後、江戸時代の排水設備を調査した上で、それらを活かした総合的な整備を実施すべきであるが、電源や電話回線、飲料水の確保についても、既存の電柱や配線、配管状況を把握した上で、史跡景観の保護と整合性を取りつつ総合的で計画的な整備を実施すべきである。

②今後の方向性

史跡松江城内は、電気だけではなく電話などの様々な配線が施され、それを支える支柱が設置されているが、これらは間違いなく史跡景観の阻害要因になっている。これらの電柱については、本数の整理も必要であるが、将来的には地下埋設等の方法によって極力表に出ない手法を検討すべきである。

排水設備の更新については、近世の遺構を活かしつつ、設備の能力強化を図る手法を総合的、

計画的に実施すべきである。

(7) 安全対策

①今後の課題

高石垣の転落防止対策として、史跡内には木柵や鉄柵が設置されている。これらの安全対策用の設備は古く、景観を阻害しているものもある。そのため、史跡全体の状況を調査し、早い時期に、計画的に史跡景観に適した設備に更新する必要がある。また、管理用道路の車の通行についても、車の登録制や許可制にするなどルールを定める必要がある。

バリアフリーに関しては、現在、本丸に上るため階段昇降機が2台設置されている。しかし、この昇降機は介助者が必要なうえ、重たいため実用性に欠けている。したがって、今後、実用性に優れたものに更新する必要がある。なお、史跡松江城は、歴史的価値の向上を目指した整備を進めているため、石段をスロープにするなどのバリアフリー化は、不可能である。このため、例えば、駕籠を設置するなど、史跡と人、両方に優しい工夫が求められる。

②今後の方向性

転落防止柵等の安全対策用の設備は、早い時期に調査の上、適切なものに更新する必要がある。また、管理用道路の通行車両は、今後、通行管理する必要がある。更に、バリアフリーに関しては、史跡と人に優しい手法を検討すべきである。

(8) 経過観察

第3～5章に記載した、保存、活用、整備、運営・体制の整備に関する方向性・方法の各項目について、確実に実行されるよう定期的な経過観察モニタリングを行う。

①経過観察の方針

活用整備及び日常的な維持管理の実施状況について、定期的に経過観察を行い、事業の進捗状況、課題等の検証を行い、史跡の保存、活用、整備、運営・体制の整備の適切な推進を図るとともに、課題を早期に把握し、その解決を図る。

②経過観察の方法

・まちづくり文化財課による検証

文化庁作成の「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」及び「史跡等整備のてびき」に提示されている自己点検票を活用し、日常的な維持管理、各種施策、整備事業の進捗状況について内部検証を年1回行う。

・史跡松江城整備検討委員会での審議

内部検証結果を含め、史跡松江城整備検討委員会に各事業の進捗状況、取組みの内容を報告し、文化財保護の観点から、適切なものであるか審議を受けるとともに、今後の進め方、課題がある場合はその解決策等について指導・助言を受ける。

・情報の公開と評価

事業の進捗状況及び今後の方向性について、ホームページや市の広報誌などで積極的に公開するとともに、行政内部でも年次ごとの達成状況等について検証し、行政評価を実施して、そ

の結果を、議会・市民に公開する。

・経過観察により把握された課題の解決

経過観察により把握された課題を踏まえ、当初の目的が達成できるよう個別の施策・事業計画や運営の体制等について見直しを行う。また、本計画についても、施策・事業の進捗や新たに把握された課題を踏まえ、必要な場合は見直しを行う。